

国が公益法人等に補助金等を交付して  
設置造成させている資金等に関する  
会計検査の結果についての報告書(要旨)

平成17年10月

会計検査院

## 検査の背景及び実施状況

### 1 参議院からの検査要請の内容

国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている資金等についての次の各事項である。

- (1) 資金の設置、保有の状況
- (2) 「平成12年度決算検査報告」で検査対象とした資金の見直しの状況
- (3) (2) 以外のものも含めた各資金の運営の状況
- (4) 資金の制度の見直し体制の整備状況

### 2 資金及び平成12年度決算検査報告の概要

#### (1) 資金

国は、一部の公益法人等の団体に補助金等を交付して資金を設置造成させ、公益法人等は、この資金を財源として、貸付け、債務保証、助成等の事業を実施している。

#### (2) 平成12年度決算検査報告に掲記した事項

13年次に、内閣府ほか7省が所管する56法人、94資金を対象に、統一的に検査し、このうち27資金については事業の運営に関し検討すべき点が見受けられたことなどを掲記した。

### 3 検査の対象

公益法人等に資金を設置造成させるために補助金等を交付している国の機関

・・・内閣府ほか8省<sup>(注)</sup>(13省庁)

対象とした資金

・・・78法人138資金(13年次検査資金94、新規資金44)

(注) 内閣府(防衛施設庁)、総務省(本省)、財務省(国税庁)、文部科学省(本省)、厚生労働省(本省)、農林水産省(本省、林野庁、水産庁)、経済産業省(本省、資源エネルギー庁、中小企業庁)、国土交通省(本省)、環境省(本省)

## 検査の結果

### 1 資金の設置、保有の状況

検査の対象とした78法人、138資金のうち、16年度末現在で設置されている資金の状況は、次のとおりである。

(単位：件、千円)

府 省 名	法人数	資金数	資金保有額(16年度末)	資金数内訳			
	件数	件数	金額	13年次検査資金			新規資金
				12年度末	終了等	16年度末	
内閣府	1	1	230,349	1	0	1	0
総務省	1	1	4,338,805	1	0	1	0
財務省	1	2	47,390,000	0	0	0	2(0)
文部科学省	1	1	1,920,477	4	3	1	0
厚生労働省	3	3	361,122,282	5	2	3	0
農林水産省	33	61	850,581,831	48	11	37	24(18)
経済産業省	18	28	162,205,353	25	4	21	7(6)
国土交通省	9	14	84,020,303	7	1	6	8(5)
環境省	3	5	29,169,121	3	1	2	3(3)
合 計 〔国庫補助金相当額〕	70	116	1,540,978,521 〔1,312,680,071〕	94	22	72	44(32)

注(1) 「資金数内訳」の「13年次検査資金」の「終了等」22資金は、資金事業を終了した23資金に分離、統合等の資金を加減した後の資金数である。

注(2) 「新規資金」の( )は、12年度以降に設置された資金数で内書きである。



16年度末現在で設置されている資金は、70法人116資金であり、資金保有額は、1兆5409億余円（国庫補助金相当額1兆3126億余円）となっている。

116資金のうち、13年次検査資金は72資金であり、前回検査時の94資金から22資金が事業終了等により減少している。

## 2 「平成12年度決算検査報告」で検査対象とした資金の見直しの状況

### (1) 94資金全体の状況

13年次検査資金の94資金について、13年度から16年度末までの間に所管府省及び各法人で実施された見直し等の状況をみると、次のとおりである。

(A) 資金事業を終了 23資金（うち国庫返納額 計119億余円）

(B) 見直し措置を講じて資金事業を継続 48資金（うち国庫返納額 計76億余円）

(C) 特に措置を講ずる必要がないとしてそのまま資金事業を継続 23資金

（単位：件）

区 分	資金数	左の内訳		備 考
		27資金	それ以外	
(A) 資金事業の終了	23	8	15	
保有資金の国庫返納	14	6	8	国庫返納額 計119億余円
自法人の他の資金又は他の法人に承継	4	1	3	
資金の保有額なし	5	1	4	
(B) 見直し措置の実施	48	19	29	
余裕資金の国庫返納	7	1	6	国庫返納額 計76億余円
追加造成の取りやめ等	5	4	1	
事業内容の変更等	13	7	6	
利用条件緩和等	16	7	9	
資金運営形態の変更	1	0	1	
その他（広報の充実など）	23	11	12	
(C) 変更なし	23	0	23	
計	94	27	67	

注(1) (B)については、一つの資金で複数の見直しを行っているものがあるため、～には重複がある。

注(2) 「左の内訳」の「27資金」は、平成12年度決算検査報告において資金事業の運営に関し検討すべき点が見受けられた27資金に係る分であり、「それ以外」は、それを除いた67資金に係る分である。

### (2) 平成12年度決算検査報告において検討すべき点が見受けられた27資金の状況

上記の94資金全体の見直し等の状況のうち、平成12年度決算検査報告において資金事業の運営に関し検討すべき点が見受けられた27資金について、同決算検査報告における事態の区分に従い、所管府省及び各法人で実施された見直し等の状況をみると、次のとおりである。

ア 資金設置後の経過年数について取り上げたもの（2法人2資金）

(ア) 事業終了後も資金を保有していたもの（1資金）

・事業の終了（1資金、国庫返納306,651千円）

(イ) 期間の経過に伴い資金の事業目的が変化しているもの(1資金)

- ・見直し措置を講じて事業の継続(1資金)

イ 事業の実績について取り上げたもの(17法人18資金)

(ア) 事業実績が全くないもの又は継続的に少ない状況となっているもの(8資金)

- ・見直し措置を講じて事業の継続(8資金、うち余裕資金の国庫返納1資金496,662千円)

(イ) 事業実績がピーク時に比べて近年低調となっているもの(4資金)

- ・事業の終了(2資金、うち国庫返納1資金720,205千円)
- ・見直し措置を講じて事業の継続(2資金)

(ウ) 事業財源の減少に伴い事業実績が減少しているもの(2資金)

- ・見直し措置を講じて事業の継続(2資金)

(エ) その他事業の性格上効果の検証が容易でないものなど(4資金)

- ・事業の終了(1資金、国庫返納2,024,942千円)
- ・見直し措置を講じて事業の継続(3資金)

ウ 資金の保有量について取り上げたもの(6法人7資金)

(ア) 使用見込みのない資金を保有しているもの(4資金)

- ・事業の終了(4資金、うち国庫返納3資金1,490,243千円)

(イ) 追加造成によって資金が滞留しているもの(3資金)

- ・見直し措置を講じて事業の継続(3資金)



13年次検査資金の見直し等の状況をフォローアップ検査したところ、多くの資金において何らかの見直しがなされ、事業を終了したり、余裕資金を国に返納したり、事業の運営状況を好転させたりしている資金も見受けられる一方、見直しを行ったとしているものの依然として事態が好転していないもの(次項参照)も見受けられた。

### 3 2以外のものも含めた各資金の運営の状況

#### (1) 個別資金の状況

##### ア 各資金のピーク時に対する事業実績（116資金の状況）

16年度末現在において設置されている116資金について、ピーク時に対する近年の事業実績の率（直近3年間の平均事業実績額を元年度以降におけるピーク時の事業実績額で除して得た率）をみると、次のとおりである。

ピーク時に対する事業実績の率	80%以上	50%以上 80%未満	30%以上 50%未満	10%以上 30%未満	10%未満	事業実績率の比較になじまないもの	合計
資金数	19	31	26	19	12	9	116

##### イ 13年次検査資金の事業実績の変化（72資金の状況）

13年次検査資金のうち16年度末現在において設置されている72資金について、12年度末現在及び16年度末現在の直近3年間の平均事業実績額を比較すると、次のとおりである。

区分 事業実績額の増減	全体		うち13年度以降に見直し措置を講じたもの		うち13年度以降に見直し措置を講じていないもの	
	(資金数)	構成比 (%)	(資金数)	構成比 (%)	(資金数)	構成比 (%)
平均事業実績額が増加しているもの	26	38.8	18	40.9	8	34.7
平均事業実績額が減少しているもの	41	61.1	26	59.0	15	65.2
小計	67	100	44	100	23	100
事業実績額の比較になじまないもの	5		5		0	
合計	72		49		23	

#### (2) 資金事業の運営において検討すべき事態

116資金の資金事業の運営について検査した結果、33資金において次のような事態が見受けられた（同一の資金で複数の事態のものがあるため、延べ資金数では36資金）。

33資金の内訳は、13年次検査資金が25資金（うち平成12年度決算検査報告において検

討すべき点が見受けられた資金が12資金)、新規資金が8資金となっている。

ア 事業の内容について(1法人1資金)

資金事業として継続していく必要性を検討すべきもの(1資金)

イ 事業の実績について(16法人17資金)

(ア) 事業実績が継続的に少ない状況となっているもの(12資金)

(イ) 事業実績がピーク時に比べて低調となっているもの(3資金)

(ウ) 事業財源の減少への対応の検討が必要な状況となっているもの(2資金)

ウ 資金の保有量について(10法人12資金)

(ア) 使用見込みのない資金を保有しているもの(5資金)

(イ) 事業実績等からみて資金規模の検討が必要なもの(2資金)

(ウ) 事業実績等からみて資金が滞留しているもの(3資金)

(エ) 資金の効率的な使用等を検討すべきもの(2資金)

エ 資金の管理について(5法人6資金)

(ア) 資金の管理が適切でないもの(1資金)

(イ) 資金残高が過大に表示されているもの(1資金)

(ウ) 資金及び運用益を一時的に他事業の財源として使用しているもの(4資金)



16年度末現在において設置されている116資金についてその運営状況を検査したところ、資金事業の内容、実績、資金の保有量及び管理について、検討すべき事態が見受けられたものが33資金ある。なお、このうち、実地検査後に2,376,512千円が国に返納されている。

#### 4 資金の制度の見直し体制の整備状況

所管府省における資金制度の見直し体制の整備状況を調査したところ、次のような状況となっていた。

- (1) 116資金のうち2資金については、資金事業の見直し時期を設定しているが、これ以外の114資金については、設定していない。
- (2) 資金事業がその役割を終えたかどうかの目的達成度を測る基準を策定しているものは、1件もない。
- (3) 116資金のうち15資金については、サンセット方式を導入しているが、これ以外の101資金については、サンセット方式を導入していない。
- (4) 116資金のうち12資金については、事業の途中で余裕資金を国へ返納することに関する規定を設けているが、これ以外の104資金については、返納規定を設けていない。
- (5) ディスクロージャーの状況をみると、ほとんどの資金については、インターネット等により公開されているが、その情報が法人の事業報告書、決算書等に分散して計上されるなどして、資金の全体像が把握しにくいものが相当数見受けられる。
- (6) 今回本院が資金事業の運営において検討すべき事態として取り上げた33資金についてみると、審査又は検査は実施されているが、資金事業の問題点を指摘し、改善を指示している例は1件もない状況となっている。



効率的、効果的な資金事業を実施していくに当たって重要と考えられる見直し時期の設定、目的達成度を測るための基準の策定、サンセット方式の導入等見直し体制の整備に対する取組などが十分でない状況も見受けられた。

## 検査の結果に対する所見

今回の検査において検討すべき事態が見受けられた33資金については、資金制度を運営する所管府省及び資金事業の直接の実施主体である法人において、早急に実効性のある見直しを行うとともに、所要の措置を講ずる必要があると考えられる。

また、116資金を含めて、今後の資金事業の実施に当たっては、資金事業として実施することの必要性の検討、受益者のニーズに即した事業内容や利用条件の検討、資金需要に対応した資金規模の検討等を行い、必要に応じて資金事業の終了も含めた所要の措置を積極的に講ずるほか、資金設置の趣旨に沿った資金管理に留意するとともに、定期的な見直し時期の設定や目的達成度を測るための基準の策定等見直し体制を整備し、さらに、より効果的なディスクロージャーや審査、検査による透明性の向上を図ることが重要と考えられる。